

# 笛吹市開発行為の手続きについて

## ○協定締結までの流れ

「開発行為事前協議申出書」を提出する前に、まず開発行為の内容に関する事前相談をお願いします。詳細は開発行為事前相談票をご確認いただき、関係各課で必要となる手続きや許認可等について相談して下さい。

※各種書類は笛吹市ホームページからダウンロードできます。（R4.4.1改正有り、笛吹市ホームページ「ホーム>くらし・手続き>住宅・建築・都市計画>都市計画>開発行為について）

※まちづくり整備課に事前協議申出書を提出いただいてから協議内容を庁内で確認した後、概ね3～5週間で審査結果の通知書もしくは再協議結果報告書を通知します。

※事前協議申出書を正本1部副本2部をご提出下さい。副本に付きましては審査が完了したのち、ご返却となります。

## ○都市計画法第29条第1項に基づく開発許可を伴う場合

開発行為の計画が都市計画法第29条第1項に基づく開発許可を伴う場合は、山梨県との開発行為許可（協議）と笛吹市との協議を同時に進めてください。

※笛吹市は、ほぼ非線引き都市計画区域内となるため3,000m<sup>2</sup>を超えた場合に県協議が必要となります。山間部及び芦川町は都市計画区域外となります。詳細はまちづくり整備課にてご確認ください。

※詳しくは山梨県ホームページの「開発許可申請等の手引き」をご覧ください。

## ○協定書の作成方法

審査結果の通知と合わせて「協定書の様式2部」を窓口にてお渡しします。

※再協議が必要となった場合はこの際にお知らせします。

協定書は記名押印の上でお持ちください。提出いただいた後、開発行為の同意と合わせて協定締結の処理を行います。

## ○工事の着手

協定後、工事に着手する際は工事着手届を提出してください。施工前・施工中の写真を必ず撮影してください。

計画に変更が生じた場合、速やかに関係課及びまちづくり整備課へご相談をお願いします。

※大幅な変更は変更の事前協議が必要となります。

## ○工事の完了検査

工事完了後は速やかに工事完了届をご提出ください。関係課との完了検査の日程調整をまちづくり整備課の担当が行います。完了検査の際には申請者または代理人の立ち合いをお願いします。

完了検査後に工事検査確認書を作成しお渡しします。なお、是正指導等が発生した場合は追加の施工が完了した後のお渡しとなります。

※是正指導を受けた場合は、追加施工後の写真等の追加書類提出をお願いします。

※帰属や占用等がある場合は必要書類を忘れずに提出するようお願いします。

# ■開発行為フローチャート■

